

モシ、モシ 消費生活 相談です



2-2455

新成人のみなさん、

「悪質商法」が
あなたを狙っています！

今年、成人式を迎えられるみなさまおめでとうございます。

さて、成人は20歳ですが、法律や契約の世界では成人と未成年者（20歳未満）では状況が全く異なります。法律では20歳になると学生でも社会人でも一人前の成人として、社会上の責任を負わなければならず、未成年者のように保護されません。

【未成年者と成人の違い】

未成年者は、制限行為能力者（単独では完全に有効な法律行為をすることができない者）とされており、契約は親の同意が必要であり、親の同意がない未成年者の契約は、基本的に取り消すことができます。

成人（20歳）になれば、飲酒が認められ、選挙権が得られるだけでなく行為能力も制限されないため、親の同意を必要とせずに自らの意思で契約を結ぶことが可能となります。

ます。その代わり契約した責任は自分で果たさなければなりません。

このような未成年者と成人の行為能力の違いに目をつけ、二十歳になったばかりのみなさんを狙って悪質業者が接近してくるのです。

言葉巧みに近づき、あの手の手の勧誘で商品やサービスの契約を締結させようと仕組んでいきます。悪質業者の罠にかからないために、若者を狙う悪質商法の手口を紹介します。

【契約とは】

契約とは、お互いの「意思の合意」によって成立します。

例えば、売買契約の場合ですと、買いたいという人の意思表示（申込）と、売りたい人の意思表示（承諾）が合意すること、**契約成立**となります。

契約書を作成し、署名・押印しなくても、**口約束だけでも契約は成立**します。

契約書は、契約内容を明らかにし、トラブルを避けるために作成するためのもので、**契約の成立要件ではありません**。

契約を結んだ以上、クーリング・オフ（特定の取引で法定の期日内であれば、無条件で一方的に解除できる制度）などの例外を除き、どちらか一方だけの都合で解除することは原則として不可能であり、お互いの合意が必要となります。（相手が同意すれば解除は可能ですが、ほとんどの場合、違約金や損害賠償を支払うことになるケースが多い。）

①キャッチセールス
路上で、アンケートなどを装い声をかけ、喫茶店や営業所に連れて行き、執拗に勧誘し、高額なエステや化粧品などを契約させる商法。

②アポイントメントセールス
電話やメールで巧みに喫茶店や営業所に誘い出し、高額な商品などを契約させる商法。

③マルチ商法
「儲かるから」と友人などから販売組織への加入を勧められ、商品を購入して組織に加入し、新たな人を加入させれば利益が得られるとする商法。

また、インターネットを利用した詐欺被害も若者に多く、注意が必要です。20歳を機に契約についての知識を身につけ、被害にあわないようにしましょう。

被害にあった時には、マルチ商法では**契約書面受領日より20日以内**、キャッチセールス、アポイントメントセールスでは**契約書面受領日より8日以内**であれば、クーリング・オフを利用して、契約解除できます。

トラブルに巻き込まれたら一人で悩まないで、産業振興課水産林務商工グループ消費生活相談窓口にご相談ください。

——— 平成25年4月1日から ———

希望者全員の雇用確保を図るための 高齢者雇用安定法が施行されます！

急速な高齢化の進行に対応し、高齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高齢者雇用安定法）の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されます。

今回の改正は、定年に達した方を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としています。

《改正のポイント》

- ①継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みを廃止（経過措置あり）
- ②継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲拡大
- ③義務違反の企業に対する公表規定の導入
- ④高齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針の策定

【お問い合わせ先】

- ・北海道労働局職業安定部職業対策課（☎011-709-2311：内線3683）
- ・ハローワーク八雲（☎0137-62-2509）

必ずチェック！最低賃金！
使用者も労働者も！

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者およびその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む）に適用される北海道最低賃金（地域別）が、次のとおり改定されました。

◎最低賃金額◎

時間額 **719円**

◎効力発生年月日◎

平成**24**年**10**月**18**日

厚生労働省北海道労働局
労働基準監督署（支署）